

事業内容のご案内

浪江町では、夜間の町民移動サービスが不足しています。
そこで、夜間（19時から24時）にタクシーまたは運転代行業などをしていただける事業者
に補助金を交付し、夜間の利便性向上を図ります。

補助対象者

下記のいずれかに該当する者が対象となります。

- ① 平成23年3月11日以前に浪江町で一般乗用旅客自動車運送業もしくは自動車運転代行業を営んでいた事業者で、町内でそれらを再開する者
- ② 平成31年4月1日以降、浪江町で新たに一般乗用旅客自動車運送業もしくは自動車運転代行業を創業する者、または、事業展開する者

さらに、以下をすべて満たす者。

- ・ 福島県暴力団排除条例第2条第1号から第3号に規定する、暴力団、暴力団員、暴力団員等でない者。
- ・ 一般乗用旅客自動車運送業・・・国土交通省の許可を受けている
自動車運転代行業・・・・・・・・・・福島県公安委員会の認定を受けている

補助対象経費と補助額

▶補助対象経費

土地や事務所の賃借料、車両燃料費、車両購入費、印刷製本費
車両購入費については、1台50万円を上限とする（1事業者2台まで）

▶補助額

年200万円まで
ただし、それに満たない場合は、実費額

補助金受領までの流れ

